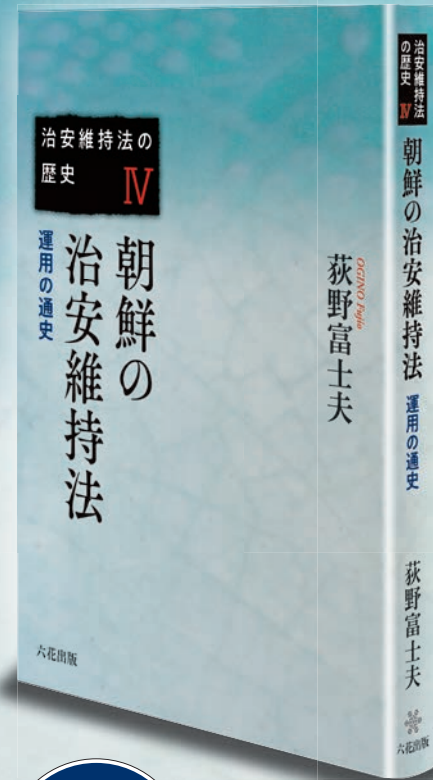


# 日本国内よりも過酷だった 朝鮮の治安維持法

## 朝鮮の 治安維持法 運用の通史

### 治安維持法の 歴史 IV

日本でも思想や宗教を弾圧した治安維持法は、もともと反日本帝国主義感情が強かった植民地朝鮮でより残虐に徹底して適用された。日本国内では獄死はあったものの刑死はなかったが、朝鮮では刑死者も頻出した。土地を奪い言葉を奪い名前を奪った朝鮮での治安維持法の猛威ぶりを判決文や訊問調書などを読み込み、辿る。



OGINO Fujio  
萩野富士夫 ●著

2022年  
1月刊行!

A5判・並製・380ページ  
定価 2,500円+税  
(税込2,750円)  
ISBN978-4-86617-159-3



電子書籍版も同時刊行!

詳細は弊社HPをご覧ください。

植民地朝鮮において、治安維持法は「どんなに法律としての力をふるって、人民を苦しめたか」。このことをできるかぎり「いちぶしじゅう」にわたって知ることからはじめなければ、その「悪法」性を明らかにすることはできないだろう。この主題に取り組みにあたり、二つのアプローチを試みる。まず、朝鮮における治安維持法運用の二〇年間を、その前史と後史を含めて、通史的に概観することである。本書がそれにあたる。その際に依拠するのは、奥平康弘『治安維持法小史』(一九七七年)の「治安維持法はその成立から崩壊にいたるまでのあいだ、ノッペラボウに一本調子で悪法であったのではない」という視点である。本書は朝鮮における治安維持法運用の二〇年間を四つの時期に区分し、章の構成としている。それぞれの段階で治安維持法が何を対象とし、どのように抑圧していったのかの推移を実証的かつ詳細に明らかにすることが、その「悪法」の「悪法」たる由縁を追及することにつながると考えた。

一般的には治安維持法の「悪法」ぶりは、警察による検挙と残忍な取調という弾圧の場面でイメージされるが、本書では主に治安維持法違反事件における判決を中心とし、それに連なる警察・検察・予審・公判という司法処分の状況を視野におさめつつ、四つの時期区分を通して追っていく。各段階の取調過程の実際と最終的な判決の検討により、「どんなに法律としての力をふるって、人民を苦しめたか」をみていきたい。……「はじめに」より



六花出版

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-28 電話03-3293-8787 ファクシミリ03-3293-8788 <https://rikka-press.jp> e-mail: info@rikka-press.jp

はじめに  
日本国内以上の「憲法性」「いちぶじゅう」を知りぬくこと／先行研究について／史料の状況

I 治安維持法運用の開始  
——一九二五〜二七年

一 朝鮮における治安維持法前史

三・独立運動後の社会運動の取締／朝鮮の「特殊の事情」／独立運動適用の「解決」／警察の事前「警告」／社会運動側への脅威／朝鮮社会の批判的反応／「不幸な一群の魚族」——朝鮮語新聞の論調

二 朝鮮における運用の開始

公判中の思想事件への適用／治安維持法による検挙・司法処分開始／共産主義運動への適用の初期段階／第一次・第二次朝鮮共産党事件／「帝国主義」／資本主義Ⅱ「国体」の定義／「国体」変革Ⅱ朝鮮独立への転換／民族独立運動への適用の初期段階

三 「満洲・間島」における初期の運用

電拳団事件／第一次間島共産党事件

II 全開する治安維持法  
——一九二八〜三四年

一 全開期の概観

処分者の急増——一九三〇年代前半の運用全開／「東亜日報」の批判／「共産主義運動」取締の優位／罪状は何だったのか

二 民族独立運動への本格的運用

「帝国の羈絆」離脱Ⅱ「国体」変革の認識へ／「国体」変革という図式の確定／公判請求——司法処分の特徴Ⅰ／併合罪による重罪——司法処分の特徴Ⅱ／朝鮮外からの移送——司法処分の特徴Ⅲ／十字架党事件——検挙から検事局送致まで／十字架党事件——予審終結まで／十字架党事件——公判

三 朝鮮共産党崩壊に至る治安維持法の適用

朝鮮共産党再建運動への連続的弾圧／「日本帝国主義の支配」排除を「国体」変革とみなす／朝鮮独立の目的は「国体」変革と同「一」へ／上海からの移送／間島からの移送／間島五・三〇事件——検挙から移送まで／間島五・三〇事件——予審終結決定／間島五・三〇事件——判決／間島総領事館と朝鮮司法当局の対立／間島総領事館の方針転換／中国共産党加入の治安維持法処断／無政府主義運動への適用

四 共産主義運動への集中的運用——一九二〇年代前半

学生たちによる「共産主義運動」への取締／朝鮮学生前衛同盟事件／京城高等女学生同盟休校事件——検挙から送致まで／京城高等女学生同盟休校事件——起訴から判決まで／教員の運動——新興教育研究所事件／教育関係の治安維持法違反事件頻発／「私有財産制度否認のみ適用／協議（第一条の適用／扇動（第三条の適用／反帝運動への弾圧／農民組合への適用）／「合法的仮面団体」の処断／朝鮮共産党再建運動への適用／さまざまな「秘密結社」の認定／「共産主義的教養」という理屈つけ

III 拡張する治安維持法  
——一九三五〜四〇年

一 拡張期の概観

思想浄化対策／日中戦争以降の変容／吉田肇「朝鮮に於ける思想犯の科刑並累犯状況」

二 共産主義運動への追撃の適用

一九三〇年代前半違反事件の判決／治安維持法違反のみで死刑となった周現甲——間島五・三〇事件裁判の決着／厳罰化する「国体」変革結社／私有財産制度否認の結社のえぐり出し／「協議Ⅱ」煽動適用の増大／「窮極」究極——という飛躍した論理／日常の改善運動への適用／教育実践への処罰／「後方攪乱」を名とする処断

三 再燃する民族主義への適用

在外独立運動団体への追撃／日中全面戦争下の民族革命党弾圧／治安維持法を補完する保安法の頻用／安在鴻への断罪——合法的民族意識への攻勢／民族意識の発現・涵養への断罪／常緑会事件／修養同友会事件

四 宗教団体への先制的適用

「類似宗教団体」の取締／保安法と治安維持法の発動／灯台社事件

IV 暴走する治安維持法  
——一九四一〜四五年

一 暴走期の概観

新治安維持法の施行／戦時下の治安維持法違反統計／「大陸前進」基地としての朝鮮半島——二重刑と少年の不定期刑

二 民族主義運動・意識の最終的えぐり出し

「内鮮」体「政策批判」への適用／素朴な民族意識への牙／ある中学生の反日言動事件／「悪化」する「学徒の思想」／教員による民族意識鼓吹／ある中学校教員の反日言動事件／在日朝鮮人への適用／朝鮮文学・歴史・文化尊重への適用／諺文研究会事件／朝鮮語学会事件／日本敗戦予測への適用／敗戦までつく「日本敗戦」言動の処断

三 共産主義運動・意識の最終的えぐり出し

「分散的個別的運動」への適用／共産主義「結社」集団への適用

四 宗教事犯への本格的適用

「日本の基督教への変容強制」／頑迷なる教徒への弾圧／民衆宗教への適用

五 保安法・朝鮮臨時保安令・不敬罪・陸海軍刑法などの積極的活用

保安法の全開／造言飛語

おわりに

治安維持法公判の「公訴棄却」／獄中からの解放／治安維持法の廃止／日本人警察関係者・司法関係者の検挙と裁判／抑留／治安維持法の残滓／国家保安法への継承

あとがき

荻野富士夫（おぎの・ふじお）

一九五三年 埼玉県生まれ  
一九八七年より小樽商科大学勤務  
二〇一八年より小樽商科大学名誉教授  
主要著書

『特高警察体制史——社会運動抑圧取締の構造と実態』せきた書房、一九八四年／増補新装版 明誠書林、二〇二〇年／『戦後治安体制の確立』岩波書店、一九九九年／『思想検事』(岩波新書)二〇〇〇年／『特高警察』(岩波新書)二〇二二年／『よみがえる戦時体制』(集英社新書)二〇一八年

シリーズ

治安維持法の歴史

I 治安維持法の「現場」  
——治安維持法事件はどう裁かれたか

二〇二一年五月

II 朝鮮の治安維持法  
——運用の通史

二〇二二年一月

III 朝鮮の治安維持法の「現場」  
——治安維持法事件はどう裁かれたか

二〇二二年五月

IV 「満洲国」・台湾の治安維持法

二〇二三年五月

●弊社は注文制です。お近くの書店へご注文ください。  
お急ぎの場合は小社に直接ご連絡ください。電話 03(32993)8787 Fax 03(32993)8788 電子メール info@rikka-press.jp

注文カード

帖合・貴店名

〈八木書店経由〉

注文数

治安維持法の歴史Ⅳ  
朝鮮の治安維持法  
運用の通史  
定価 二、七五〇円(税込)  
ISBN978-4-86617-159-3

お名前

お電話番号

注文 年 月 日